

第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画
(中間案)

令和〇年〇月

三重県

はじめに

(知事写真・挨拶文掲載) 取組の方向

目 次

第1章 基本方針	
1 計画策定の経緯	1
2 計画の趣旨	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画期間	2
第2章 第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の評価と課題	3
第3章 歯と口腔の健康づくりの目標	
1 めざす姿	6
2 めざす姿に向けた <u>施策の方向</u>	6
3 評価指標と目標値	7
第4章 歯と口腔の <u>健康づくりの推進</u>	
1 ライフステージおよびライフコースアプローチに <u>基づいた</u> 歯と口腔の健康づくりの推進	9
(1) 乳幼児期	10
(2) 学齢期	14
(3) 青・壮年期	18
(4) 高齢期	20
2 障がい児・者の歯と口腔の健康づくりの推進	22
3 医科歯科連携による疾病対策の推進	24
4 在宅歯科保健医療の推進	26
5 災害時歯科保健医療の推進	27
6 中山間地域等における歯と口腔の健康づくりの推進	28
7 歯科医療機関における感染症対策の推進	28
第5章 歯と口腔の健康づくりの推進体制	
1 推進体制と進行管理	29
2 人材育成、資質の向上と調査・研究等	29
3 関係機関・団体等との連携	31

第1章 基本方針

1 計画策定の経緯

平成23(2011)年8月に制定された「歯科口腔保健の推進に関する法律」において、地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し実施する責務を有するものとされました。

また、平成24(2012)年7月には、同法第12条第1項の規定に基づき「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」(以下、「基本的事項」という。)が示されました。

「基本的事項」は、その終期が令和5年度であることから、令和5(2023)年10月に、令和6年度からの「基本的事項(第二次)」(歯・口腔の健康づくりプラン)における、国および地方自治体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項が示されました。

一方、本県では、県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的に、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念等を定めた「みえ歯と口腔の健康づくり条例」(以下「条例」という。)を、平成24(2012)年3月に制定しました。

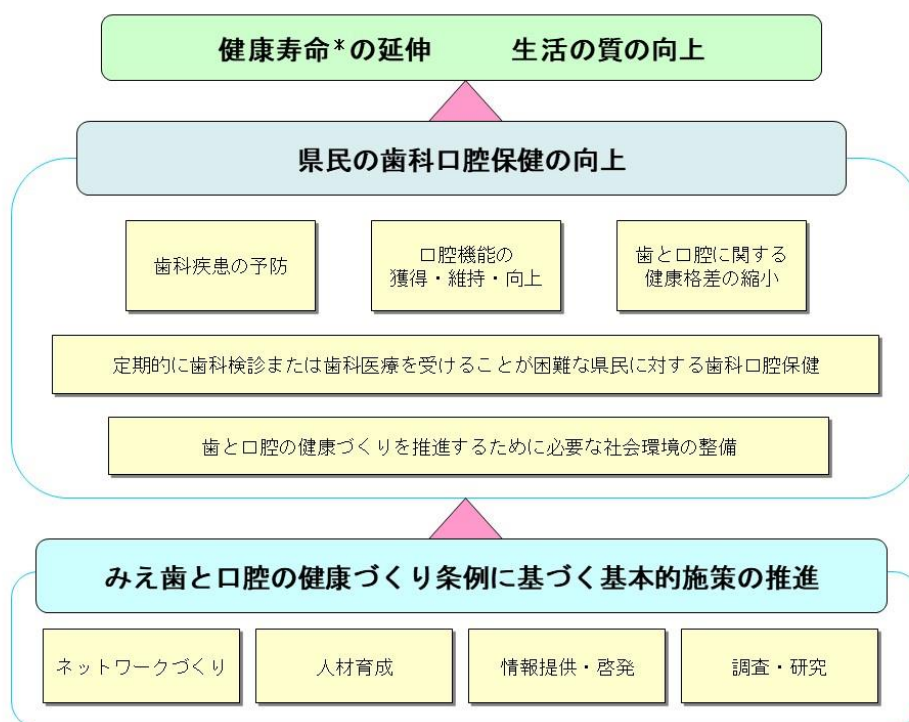
平成25(2013)年3月には、条例第12条の規定に基づき「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」(以下、「計画」という。)を策定しました。平成30(2018)年3月に「第2次計画」を策定し、歯と口腔の健康づくりについての現状や課題、施策の方向性を示すとともに、三重県口腔保健支援センターを中心に、県民が歯と口腔の健康づくりに関心と理解を深める取組や、それを推進するための社会環境の整備を図ってきました。

2 計画の趣旨

「第2次計画」は、その終期が令和5年度であることから、これまでの取組の進捗状況や本県の現状と課題をふまえ、引き続き、県民の歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため「第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定します。

取組の方向

第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の概念図



3 計画の位置づけ

本計画は、条例第 12 条第 1 項に規定する歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画です。

「第 3 次三重の健康づくり基本計画」、「第 8 次三重県医療計画」等と整合を図りながら策定し、推進するものです。

4 計画期間

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第 2 次）」および次期「三重の健康づくり基本計画」等と期間の整合を図るため、令和 6 年度から令和 17 年度までの 12 年間とします。

計画策定後 6 年（令和 11 年度）を目途に全ての評価指標について中間評価を実施し、歯と口腔の健康に関する社会環境の変化などをふまえて、取組のあり方や重点的に取り組むべき課題などを弾力的に見直します。

計画策定後、12 年を目途に最終評価を行い、取組結果を評価するとともに、次期みえ歯と口腔の健康づくり基本計画にその評価結果を反映させます。

第2章 第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の 評価と課題

1 評価の概要

全 37 項目 42 指標について、計画策定時の値と直近値を比較し、「◎ 達成」、「○ 改善」、「△ 変化なし」、「× 悪化」の4段階で評価を行います。

結果は、◎：6 指標、○：18 指標、△：3 指標、×：7 指標でした。

なお、8 指標は、新型コロナウイルス感染症の影響によりデータソースとなる歯科疾患実態調査が中止となり、現状値の把握ができず「※ 評価困難」となりました。

2 主な成果と課題

[乳幼児期・学齢期]

- ・ 3 歳児でむし歯のない者の割合は、平成 28 (2016) 年度 81.9%、令和 4 (2022) 年度 89.8% 増加しています。^{※1}
- ・ 12 歳児でむし歯のない者の割合は、平成 28 (2016) 年度 58.8%、令和 4 (2022) 年度 71.3% と増加しています。^{※2}
- ・ 生えはじめの永久歯はむし歯になりやすいため、正しい歯みがきの励行、規則正しい食生活（食事・間食の回数や時間）を送ることに加え、フッ化物（フッ化物配合歯みがき剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口）を利用したむし歯予防の取組が行われるよう啓発していくことが必要です。

[学齢期]

- ・ 歯肉に炎症所見を有する者の割合は、平成 28 (2016) 年度小学生 3.5%、中学生 4.8%、高校生 5.7%、令和 4 (2022) 年度小学生 2.4%、中学生 3.4%、高校生 2.7%です。令和 4 (2022) 年度の結果は、減少していましたが、これまで増減を繰り返しながら推移しています。^{※2}
- ・ 歯肉炎は、歯周病の初期症状であることから、学齢期から歯周病予防に関する正しい知識や歯周病と全身の健康との関連等について理解を深め、規則正しい生活習慣や歯みがき習慣が確立されるよう啓発していくことが必要です。

[青・壮年期・高齢期]

- ・ 妊婦歯科健康診査に取り組む市町数は、平成 28 (2016) 年度 13 市町、令和 4 (2022) 年度 26 市町と増加しました。^{※3}また、健康増進法に基づく歯周病検診に取り組む市町数は、平成 28 (2016) 年度 20 市町、令和 4 (2022) 年度 28 市町と増加しました。^{※4}
- ・ 口腔内を清潔に保つことが、歯と口腔の健康だけでなく全身の健康に寄与することから、妊婦歯科健康診査や歯周病検診等の機会を通じて、日々の口腔ケアやかかりつけ歯科医へ

の定期受診の重要性について啓発していくことが必要です。

[青・壮年期・高齢期]

- ・喫煙防止教室を行っている市町数は、平成 28 (2016) 年度 13 市町、令和 4 (2022) 年度 3 市町と減少しました。新型コロナウイルスの感染拡大をふまえ、教室の開催を見合わせた市町がありました。^{※3}
- ・喫煙は、歯周病を重症化させる要因の一つです。また、歯周病の重症化は、歯の喪失のリスクを高めることから、歯と口腔の健康と全身の健康との関連について県民の理解が深まるよう啓発していくことが必要です。

[高齢期]

- ・65 歳以上で口腔の不衛生が肺炎などを引き起こしやすいことを知っている者の割合は、平成 28 (2016) 年度 57.3%、令和 4 (2022) 年度 52.8%と減少しました。^{※5}
- ・加齢や疾病に伴う口腔機能の低下による誤嚥性肺炎や低栄養を予防するため、口腔ケアや義歯の手入れの方法、かかりつけ歯科医への定期受診の重要性について啓発していくことが必要です。

[提供体制]

- ・かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所は、平成 28 (2016) 年度 94 機関から、令和 4 (2022) 年度 176 機関と増加しました。^{※6}
- ・かかりつけ歯科医において乳幼児から高齢者まで、各年齢や全身状態に応じた継続的な管理や地域連携等が行われることにより、切れ目ない定期歯科受診が可能となるよう、地域における歯科保健・歯科医療の提供体制の充実を図ることが必要です。
- ・全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数は、平成 28 (2016) 年度 268 人、令和 4 (2022) 年度 268 人と変化がありませんでした。^{※7}
- ・全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、終末期・在宅がん患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数は、平成 28 (2016) 年度 143 人、令和 4 (2022) 年度 143 人と変化がありませんでした。^{※7}
- ・がん等周術期における歯科治療と口腔ケアが、肺炎の発症やその他合併症の予防、または軽減につながるなど、口腔と全身の関係が明らかになっていることから、医科と歯科が連携して療養生活の質の向上等に取り組むことが必要です。
- ・地域口腔ケアステーションにおける連携件数は、平成 28 (2016) 年度 629 件から、令和 4 (2022) 年度 525 件と減少しました。^{※8}
- ・県民が身近な地域で継続的に歯科受診できるよう、地域包括ケアシステムの一員として医療、介護関係者等多職種との連携を図り、切れ目ない歯科保健・歯科医療を提供する体制

の充実を図ることが必要です。

引き続き、めざす姿に向けて、県民一人ひとりに応じた歯と口腔の健康づくりの取組や、取組を推進するための環境整備等の対策を講じていくことが必要です。

データ出典

※1	三重県子どもの育ち支援課	母子保健報告
※2	三重県教育委員会事務局保健体育課	学校健康状態調査
※3	三重県健康推進課	歯科保健施策等実施状況調査
※4	厚生労働省	地域保健・健康増進事業報告
※5	三重県健康推進課	県民健康意識調査
※6	厚生労働省東海北陸厚生局	施設基準等の管内届出状況
※7	三重県歯科医師会	がん診療連携登録歯科医名簿管理
※8	三重県歯科医師会	公衆衛生事業に関するアンケート調査

第3章 歯と口腔の健康づくりの目標

1 めざす姿

- 県民一人ひとりが、全身の健康につながる歯と口腔の健康づくりに取り組むことで、いつまでも自分の歯でおいしく食事ができ、生涯にわたり生活の質の向上が図られています。

2 めざす姿に向けた施策の方向

○歯科疾患の予防

- ・ 乳幼児のむし歯の予防や健全な口腔の発育のため、市町の歯科保健活動を支援するとともに、妊産婦に対する歯科検診や歯科保健指導の充実を図ります。
- ・ 児童生徒への歯科保健指導等を充実させるとともに、むし歯や歯肉炎予防に効果的な口腔ケアの習慣が身につくよう支援します。
- ・ 歯科疾患を予防するため、定期的な歯科検診の必要性等について啓発を行うとともに、定期的な歯科受診につながるよう歯科検診や歯科保健指導の充実を図ります。

○口腔機能の獲得・維持・向上

- ・ 口腔機能を獲得するため、子どもの発達段階に適した形態の食事を提供することや、よく噛んで食べる指導などの取組を支援します。
- ・ よく噛むことの重要性の啓発を通じて、子どもの食育や成人の生活習慣病予防に向けた取組を支援します。
- ・ 身体的な機能が低下している方や在宅療養者等の口腔機能の維持・向上に向けた取組を支援します。

○歯と口腔に関する健康格差の縮小

- ・ 地域差の縮小をめざし、市町や企業等の先進的、効果的な歯科保健活動を支援し、その事例を紹介することにより県内の歯科保健活動の充実を図ります。

○定期的に歯科検診または歯科医療を受けることが困難な県民に対する歯科口腔保健

- ・ 医療的ケア児や障がい児・者、介護が必要な高齢者、中山間地域等の住民などに対する歯と口腔の健康づくりの取組の充実を図ります。

○歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な社会環境の整備

- ・ 定期的に歯科検診や歯科保健指導、歯科医療等を受けることができる体制の構築を促進します。
- ・ 地域歯科保健活動を行う人材の確保や育成を行います。
- ・ 介護が必要な高齢者の在宅歯科医療や、障がい児・者に対応する歯科医療機関の取組を促進するとともに、歯科医療関係者の人材育成を行います。

- ・ がんや糖尿病、脳卒中、急性心筋梗塞等、さまざまな内科的疾患を有する患者の療養生活の質の向上をめざし、医科歯科連携による口腔ケアや歯科治療の推進に取り組みます。
- ・ 大規模災害時に機能する歯科保健医療体制の整備を行います。
- ・ 地域における子育て支援の一環として、歯科医療関係者がむし歯の状況等から児童虐待の早期発見に努める取組を支援します。

3 評価指標と目標値

本計画における各施策の達成に向けた活動の成果を評価するため、19の評価指標を設定しています。

目標値については、条例に定められている県民の歯と口腔の状況等に関する調査結果や、毎年度報告が行われている乳幼児の歯科健康診査結果、児童生徒の健康診断結果等のデータを現状値とし、そこから12年間に達成すべき目標を設定しています。

ロジックモデル図挿入予定

No.	評価指標	現状値 (年度)	目標値 (令和17年度)	調査資料
1	3歳児でむし歯のない者の割合	89.8% (R4)	検討中	三重県母子保健報告
2	フッ化物洗口を実施している施設（幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等）数	176か所 (R4)	検討中	三重県健康推進課調査
3	12歳児でむし歯のない者の割合	71.26% (R4)	検討中	三重県教育委員会 学校健康状態調査
4	17歳で未処置歯を有する者の割合	18.7% (R4)	検討中	三重県教育委員会 学校健康状態調査
5	40歳以上で自分の歯が19歯以下の者の割合（年齢調整値）	26.2% (R4)	検討中	三重県県民健康意識調査
6	60歳代において24本以上自分の歯を有する者の割合	57.3% (R4)	検討中	三重県県民健康意識調査
7	60歳代における咀嚼良好者の割合	80.7% (R4)	検討中	三重県県民健康意識調査
8	健康増進法に基づく歯周病検診受検者うち指導区分が要精検者の割合	66.2% (R3)	検討中	地域保健・健康増進事業報告
9	かかりつけ歯科医や職場などで定期的に歯科検診を受ける者の割合	51.5% (R4)	検討中	三重県県民健康意識調査
10	法令で定められている歯科検診を除く歯科検診を実施している市町数	26市町 (R4)	検討中	三重県健康推進課調査調査
11	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所数	176機関 (R4)	検討中	厚生労働省東海北陸厚生局 報告
12	80歳で20本以上自分の歯を有する者の割合	45.8% (R4)	検討中	三重県県民健康意識調査
13	口腔機能の維持・向上の取組を実施している市町数	18市町 (R4)	検討中	三重県健康推進課調査
14	研修等に参加しているみえ歯ートネット登録歯科医数	81人 (R4)	検討中	三重県歯科医師会調査
15	全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	268人 (R4)	検討中	
16	全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、終末期・在宅がん患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	143人 (R4)	検討中	
17	在宅療養支援歯科診療所数	126機関 (R4)	検討中	厚生労働省東海北陸厚生局 報告
18	地域口腔ケアステーションにおける連携件数	525件 (R4)	検討中	三重県歯科医師会調査
19	郡市歯科医師会と災害協定を締結している市町数	21市町 (R4)	検討中	三重県健康推進課調査

第4章 歯と口腔の健康づくりの推進

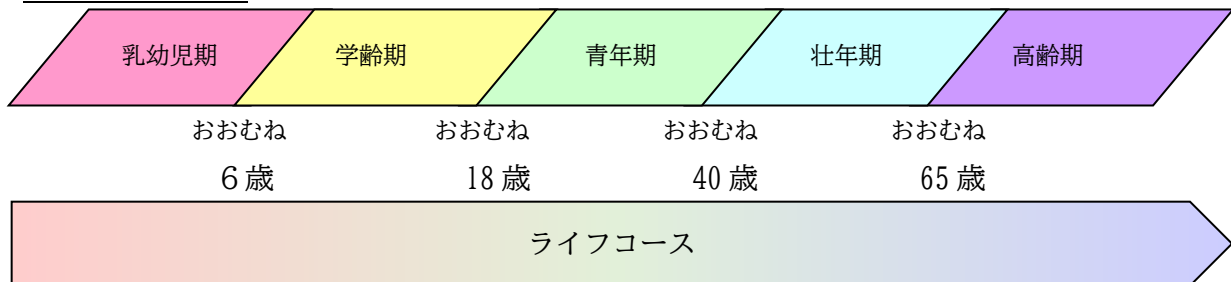
本計画では、県民一人ひとりが主体的に行う歯と口腔の健康づくりの取組に加え、関係機関・団体等関係者間の有機的な連携により社会全体において、歯と口腔の健康づくりの取組を支援し、誰一人取り残さない歯と口腔の健康づくりの推進に取り組みます。

1 ライフステージおよびライフコースアプローチに基づいた歯と口腔の健康づくりの推進

ライフステージ（乳幼児期、学齢期、青・壮年期、高齢期の人の生涯における各段階）ごとの特性をふまえた、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進に引き続き取り組みます。

加えて、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくり）に基づく、切れ目のない歯と口腔の健康づくりの推進に取り組みます。

ライフステージ



主な対策

口腔機能の獲得 乳歯のむし歯予防 口腔ケアの習慣づけ 食育支援 児童虐待早期発見	口腔機能の維持 永久歯のむし歯予防 歯肉炎予防 口腔ケアの確立 食育支援 児童虐待早期発見	口腔機能の維持 むし歯予防 歯周病予防 口腔ケアの徹底 嘔むことをとおした生活習慣病予防 禁煙支援	口腔機能の維持 歯の根のむし歯予防 歯周病予防 歯の喪失予防 口腔ケアの徹底 嘔むことをとおした生活習慣病予防 禁煙支援	口腔機能の維持・回復 歯の根のむし歯予防 歯周病予防 口腔ケアの維持
--	--	--	--	---

(1) 乳幼児期

No.	評価指標	現状値 (実績年度)	目標値 (平成34年度)
1	3歳児でむし歯のない者の割合	89.8% (R4)	増加
2	フッ化物洗口を実施している施設（幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等）数	176か所 (R4)	増加

《 特徴 》

- ・ 味覚が発達し、乳歯が生えはじめるとともに、歯ぐきの中では永久歯の形成がはじまります。
- ・ 新生児の口腔内にはむし歯菌はなく、歯が生えた後に親等の口腔内から感染します。
- ・ 生後6か月頃から離乳食がはじまります。口腔機能を発達させる重要な時期です。
- ・ 2歳頃は乳臼歯が生えはじめ、3歳頃になると乳歯が生えそろいます。不適切な飲食物の摂取等によりむし歯になる子どもが増加し始める時期です。
- ・ 3歳頃になると、指しゃぶりや口呼吸等が、歯並びや噛み合わせに影響します。
- ・ 口腔機能の発達やあごの正常な発育を促すためにも、食事をよく噛んで食べることが大切です。

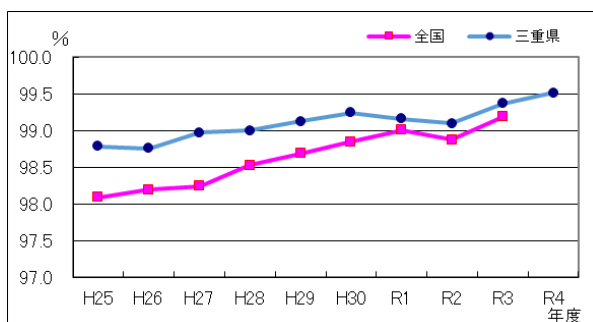
《 現状と課題 》

- ・ むし歯のない1歳6か月児の割合は、令和3(2021)年度には、全国99.19%、本県99.36%、一人平均むし歯数は、全国0.02本、本県0.02本と、全国平均と同等に良好な状況です。
- ・ むし歯のない3歳児の割合は、令和3(2021)年度には、全国89.80%、本県88.75%と全国平均より低く、また、一人平均むし歯数は全国0.33本、本県0.36本と全国平均より多いですが、いずれも改善傾向にあります。
- ・ むし歯のない乳幼児の割合は増加傾向にありますが、むし歯のない乳幼児がいる一方一人で多数のむし歯を持つ乳幼児もいます。
- ・ 市町が実施する1歳6か月児および3歳児歯科健康診査時に、歯科保健指導等が行われています。
- ・ 生涯を通じて歯と口腔の健康を維持するには、乳幼児期から口腔ケアの習慣や規則正しい生活習慣を身につけることが必要です。また、口腔機能を獲得し、生涯に渡り維持することが必要です。
- ・ フッ化物洗口を実施している幼稚園、認定こども園、保育所は、令和4(2022)年度は126か所で、実施率は22.2%です。フッ化物洗口の取組は、令和4(2022)年度に示された「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方について」および「フッ化物洗口マニュアル(2022年版)」等を参考に実施されています。
- ・ フッ化物洗口は、永久歯に生え変わる4歳頃から14歳頃まで継続的に実施することにより高いむし歯予防効果が得られます。また、その後の年齢においても、生涯にわたりフッ

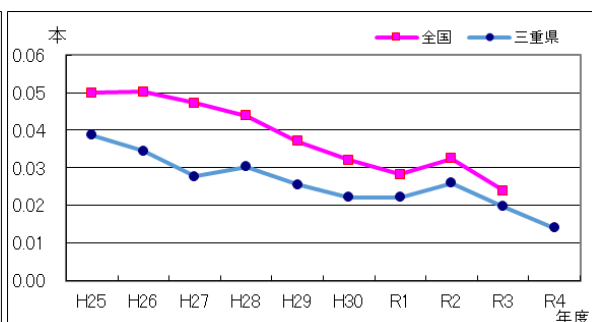
化物を利用することが重要です。

- ・ 虐待を受けている可能性のある子どもは、未処置歯が多い傾向があります。歯科医療関係者は、未処置歯が多い子どもがいた場合、市町や幼稚園、認定こども園、保育所等の関係者との情報共有を図り、いつもの様子と異なる点がないかなど子どもの些細な変化を見逃さないことが必要です。
- ・ 歯科の視点からの児童虐待防止と子育て支援の取組が推進するよう、令和3（2021）年度に三重県歯科医師会と県で「歯科医師の立場からの子ども虐待防止と子育て支援」マニュアルを作成し、歯科医療機関に配付しています。

1歳6か月児むし歯のない者の割合の推移



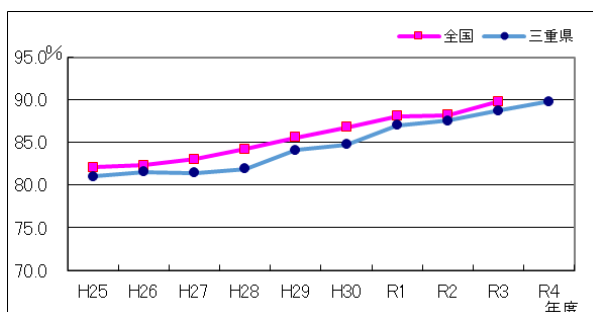
1歳6か月児一人平均むし歯数の推移



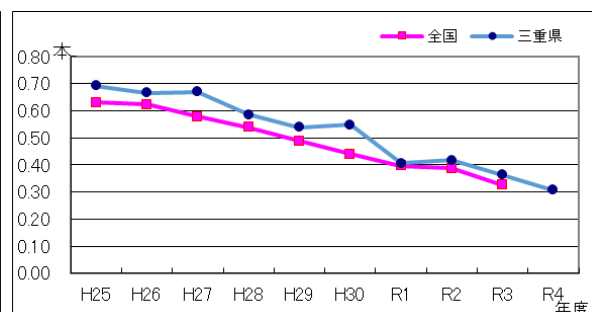
	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
むし歯のない者の割合(%)	全国	98.1	98.2	98.2	98.5	98.7	98.8	99.0	98.9	99.2	-
	三重県	98.8	98.8	99.0	99.0	99.1	99.2	99.2	99.1	99.4	99.5
一人平均むし歯数(本)	全国	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.02	-
	三重県	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.01

出典：全 国 平成 25 年度以前 厚生労働省 「1歳6か月児歯科健康診査実施状況」
 平成 26 年度以後 厚生労働省 「地域保健・健康増進事業報告」
 三重県 三重県子ども・福祉部 「子どもの育ち支援課」

3歳児むし歯のない者の割合の推移



3歳児一人平均むし歯数の推移



	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
むし歯のない者の割合(%)	全国	82.1	82.3	83.0	84.2	85.6	86.8	88.1	88.2	89.8	-
	三重県	81.0	81.5	81.5	81.9	84.1	84.7	87.0	87.6	88.8	89.8
一人平均むし歯数(本)	全国	0.63	0.62	0.58	0.54	0.49	0.44	0.40	0.39	0.33	-
	三重県	0.69	0.67	0.67	0.59	0.54	0.55	0.41	0.42	0.36	0.31

出典：全 国 平成 25 年度以前 厚生労働省 「1歳6か月児歯科健康診査実施状況」
 平成 26 年度以後 厚生労働省 「地域保健・健康増進事業報告」
 三重県 三重県子ども・福祉部 「子どもの育ち支援課」

フッ化物洗口実施施設状況（施設：幼稚園、認定こども園、保育所、小学校）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
施設数(か所)	101	107	121	129	142	159	178	173	170	176
実施人数(人)	3,888	4,296	4,330	4,752	5,205	5,738	6,743	6,623	6,831	7,559

出典：三重県健康推進課調査

《 取組の方向 》

- ・ 生涯を通じて歯と口腔の健康を維持するために、乳幼児期から口腔ケアや適切な食事・間食の摂り方などの生活習慣を身につけるとともに、かかりつけ歯科医への定期受診等の重要性について啓発を行います。
- ・ 口腔機能の獲得のため、関係者と連携して、子どもの発達段階に応じた哺乳や離乳食の与え方、食事をよく噛んで食べる指導などの食育支援を行います。
- ・ むし歯予防に有効なフッ化物（フッ化物配合歯みがき剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口）の適切な利用が進むよう、年齢に応じたフッ化物の利用に関する正しい情報を提供します。また、フッ化物洗口の実施を検討している地域には、取組が促進するよう関係機関・団体等と連携して専門的助言や技術的支援を行います。
- ・ 「歯科医師の立場からの子ども虐待防止と子育て支援」マニュアルを活用した歯科健診や歯科治療等が行われるよう、児童虐待の可能性を視野に入れた臨床の重要性について歯科医療関係者へ啓発します。

(2) 学齢期

No.	評価指標	現状値 (実績年度)	目標値 (平成34年度)
3	12歳児でむし歯のない者の割合	71.26% (R4)	増加
4	17歳で未処置歯を有する者の割合	18.7% (R4)	減少

《 特徴 》

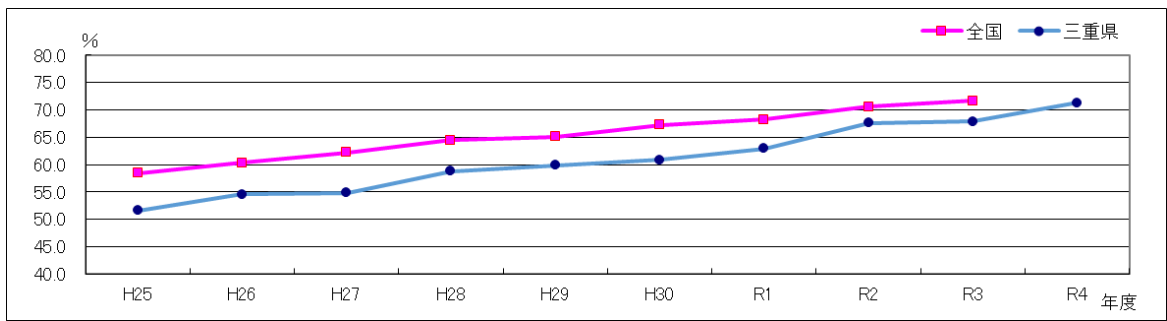
- ・ 小学校低学年頃から乳歯が永久歯に生え変わりはじめ、中学校3年生頃に永久歯列が完成します。
- ・ 生えはじめの永久歯はむし歯になりやすく、特に、小学校低学年頃に生えはじめる第一大臼歯は、一番奥に生えるため、むし歯になりやすい歯です。
- ・ 歯周病の初期症状である歯肉炎が発症しはじめる時期です。
- ・ 運動部活動等により、歯やあごの骨等に外傷を受けることがあります。

《 現状と課題 》

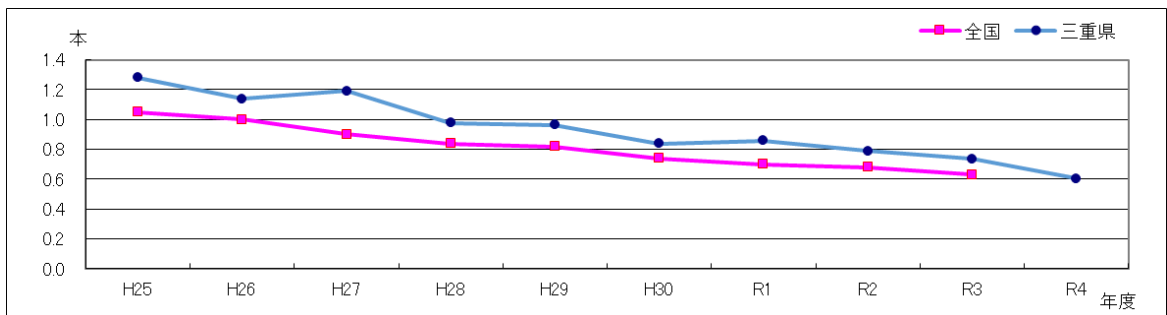
- ・ むし歯のない12歳児の割合は、令和3(2021)年度には全国71.67%、本県69.9%と全国平均より低く、また、一人平均むし歯数は、全国0.63本、本県0.74本と全国平均より多いですが、いずれも改善傾向にあります。
- ・ 歯肉炎のある子どもの割合は、令和4(2022)年度は、小学生2.4%、中学生3.4%、高校生2.7%と、増減を繰り返しながら2%台から5%台を推移しています。17歳でむし歯を治療していない生徒の割合は、令和3(2021)年度には全国17.5%、本県20.3%であることから、歯科医療機関への受診につなげる働きかけが必要です。
- ・ 令和4(2022)年度における昼食後の歯みがきに取り組んでいる小学校の割合は48.2%、中学校の割合は26.7%となっています。歯みがき習慣の確立に向けて学校の実情に応じた取組が必要です。
- ・ 歯肉炎予防に効果的な口腔ケアが実践されるよう、学校歯科医等による歯科保健指導の充実を図ります。また、歯間は、歯ブラシだけではみがきにくいことから、歯間部清掃器具の使用を促進することが必要です。
- ・ 乳幼児期に獲得した口腔機能を維持することは、生涯に渡り豊かな食生活を送るために重要です。
- ・ フッ化物洗口を実施している小学校は、令和4(2022)年度は50校で、実施率は約14.5%です。永久歯のむし歯予防を目的に、幼稚園、認定こども園、保育所で実施されているフッ化物洗口は、永久歯が萌出する14歳頃まで継続実施することにより高い効果が得られることから、実施率向上に向けて、関係機関・団体等と連携して働きかけを行うことが必要です。また、フッ化物洗口を実施する場合には、職員や保護者等がその必要性や具体的な方法、効果、安全性を理解した上で、合意のもとに実施することが必要です。

- ・ 令和4（2022）年度に、学校等で口に外傷を受けた子どもの数は96人です。学校活動における口の外傷に対する事故の予防や応急手当法等について、児童生徒や教職員に周知するとともに、知識や技術を修得した歯科医師を増やすことが必要です。
- ・ 虐待を受けている可能性のある子どもは、未処置歯が多い傾向があります。歯科医療関係者は、未処置歯が多い子どもがいた場合、市町や学校等の関係者との情報共有を図り、いつもの様子と異なる点がないかなど子どもの些細な変化を見逃さないことが必要です。

12 歳児むし歯のない者の割合の推移



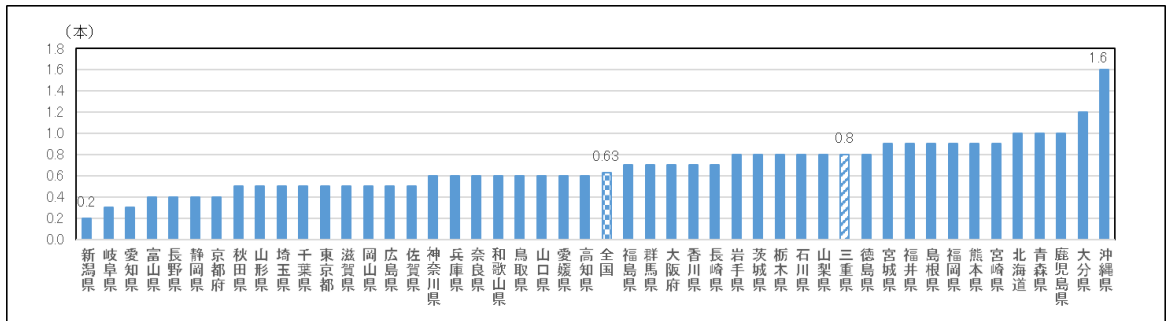
12 歳児一人平均むし歯数の推移



	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
むし歯のない者の割合 (%)	全国	58.5	60.4	62.2	64.5	65.1	67.3	68.2	70.6	71.7	-
	三重県	51.6	54.6	54.9	58.8	59.9	60.9	62.9	67.6	67.9	71.3
一人平均むし歯数 (本)	全国	1.05	1.00	0.90	0.84	0.82	0.74	0.70	0.68	0.63	-
	三重県	1.28	1.14	1.19	0.98	0.96	0.84	0.86	0.79	0.74	0.61

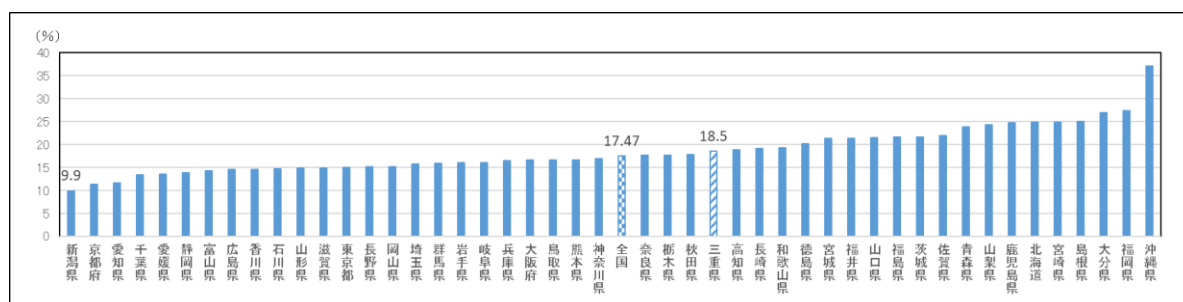
出典：全 国 文部科学省「学校保健統計調査」
 三重県 三重県教育委員会「学校健康状態調査」

12 歳児一人平均むし歯数の状況 (都道府県別)



出典：文部科学省「学校保健統計調査 (令和3年度)」

17 歳未満むし歯のある者の割合の状況（都道府県別）



出典：文部科学省「学校保健統計調査（令和3年度）」

《 取組の方向 》

- ・ 学校が児童生徒や家庭等に対しむし歯や歯肉炎の予防につながる生活習慣や歯科健康診査・歯科治療を受ける習慣の確立等についての健康教育ができるよう、県が作成した歯と口腔の健康づくりに関するリーフレットの活用を促進します。
- ・ 学校歯科健康診断が統一された基準により実施されるとともに歯科保健指導の内容が充実するよう、学校歯科医を対象とした研修を実施します。
- ・ 学校歯科健康診断の結果を受け、歯科医療機関への受診の重要性を児童生徒へ啓発するとともに、受診勧奨や事後確認が一層推進されるよう関係者と連携して取り組みます。
- ・ 各学校での歯と口腔の健康づくりに関する取組が積極的に行われるよう、教育委員会等の関係機関に対して県内の取組事例等について情報提供を行います。
- ・ 口腔機能の健全な発育による全身の健康づくりをめざし、学校や地域の食の関係者等と連携して、食習慣の見直しやよく噛むことなどを通じた食育支援を行います。
- ・ 歯肉炎予防に効果的な口腔ケアやデンタルフロスの使用方法を習得し、実践できるよう、学校歯科医による歯科保健指導の内容の充実を図ります。
- ・ むし歯予防に有効なフッ化物（フッ化物配合歯みがき剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口）の適切な利用が進むよう、年齢に応じたフッ化物の利用に関する正しい情報を提供します。また、フッ化物洗口の実施を検討している地域には、取組が促進するよう関係機関・団体等と連携して専門的助言や技術的支援を行います。
- ・ 歯科医師会・歯科衛生士会等と連携して、児童生徒に対して運動部活動等の事故による歯やあごの骨等の外傷を防止するため、マウスピースの装着を推奨するとともに、教職員に対して抜けた歯を保存する方法等について周知します。
- ・ 「歯科医師の立場からの子ども虐待防止と子育て支援」マニュアルを活用した歯科健診や歯科治療等が行われるよう、児童虐待の可能性を視野に入れた臨床の重要性について歯科医療関係者へ啓発します。
- ・ 児童相談所等に入所している子どもへの歯科健康診査、歯科保健指導を通じて、口腔ケアの習慣や規則正しい生活習慣を身につけることができるよう支援します。

(3) 青・壮年期

No.	評価指標	現状値 (実績年度)	目標値 (平成34年度)
5	40歳以上で自分の歯が19歯以下の者の割合（年齢調整値）	26.2% (R4)	減少
6	60歳代において24本以上自分の歯を有する者の割合	57.3% (R4)	増加
7	60歳代における咀嚼良好者の割合	80.7% (R4)	増加
8	健康増進法に基づく歯周病検診受検者うち指導区分が要精検者の割合	66.2% (R3)	減少
9	かかりつけ歯科医や職場などで定期的に歯科検診を受ける者の割合	51.5% (R4)	増加
10	法令で定められている歯科検診を除く歯科検診を実施している市町数	26市町 (R4)	検討中
11	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所数	176機関 (R4)	維持

《 特徴 》

(青年期)

- ・ むし歯を治療した歯が、再びむし歯になるリスクが高くなります。
- ・ 初期の歯周病は自覚症状が出にくいため、自覚症状が強くなってきたときには、既に進行している可能性があります。
- ・ 歯周病のリスク因子である喫煙や、個々人の口腔衛生管理の違いが、歯周病の発症や将来の歯の喪失に影響します。
- ・ 妊娠時には、つわり等による不十分な口腔ケアや不規則な食事・間食、生活習慣の変化等により、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。また、歯周病が重症化すると早産や低出生体重児のリスクを高めます。

(壮年期)

- ・ 加齢とともに歯の喪失が増加する時期です。歯が喪失するのは単に加齢によるものではなく、むし歯や歯周病を放置したことのほか、青年期までの生活習慣等が大きく影響しています。
- ・ 歯の喪失による咀嚼等口腔機能の低下（オーラルフレイル）によって、食生活に支障をきたすようになり、その結果として身体の機能低下（フレイル）を招きます。
- ・ 歯ぐきが退縮し、露出した歯の根にむし歯が見られるようになります。

《 現状と課題 》

- ・ 歯周病検診に取り組む市町は、平成27（2015）年度は20市町から、令和4（2022）年度は28市町と増加しています。全ての市町で実施されるとともに受診率が向上するよう、市町の取組を促進する必要があります。
- ・ 喫煙は、歯周病の重症化の原因にもなることから、喫煙が健康に与える影響等を正しく伝

えることが必要です。

- ・ 妊婦歯科健康診査および歯科保健指導に取り組む市町は、平成 28（2016）年度は 21 市町から、令和 4（2022）年度は 26 市町と増加しています。妊婦は、体調や生活習慣の変化により、むし歯や歯周病にかかりやすくなるため、歯科健康診査や歯科保健指導を充実して歯科受診につなげる取組が必要です。
- ・ むし歯や歯周病の重症化は、歯の喪失につながるため、毎日の適切な口腔ケアと早期治療の重要性について啓発が必要です。
- ・ 生涯を通じて自分の歯を健康な状態で維持するために、早期から歯の喪失防止に取り組むとともに、良好な状態で歯を残すことが重要です。
- ・ 何でも噛んで食べることができる 60 歳代前半の割合は、平成 28（2016）年度は 87.9%から、令和 4（2022）年度は 80.7%と減少しました。歯の喪失が増加する時期であることから、高齢になっても健康な状態で歯を維持できるよう取り組むことが必要です。
- ・ 定期的に歯科検診を受ける成人の割合は、平成 28(2016)年度は 42.0%から、令和 4（2022）年度は 51.5%と増加しています。引き続き、かかりつけ歯科医や職場などで定期的に歯科受診することの重要性を啓発することが必要です。

《 取組の方向 》

- ・ 歯周病の進行や重症化を防ぐには早期発見・早期治療が必要であることから、市町が実施する歯周病検診や受診者数の増加に向けた取組を支援します。
- ・ 歯周病の重症化と喫煙や受動喫煙の関連について啓発を行います。また、歯周病の重症化が糖尿病、脳卒中、急性心筋梗塞等全身にも影響を及ぼすことから、歯周病の予防や早期発見・早期治療の重要性について啓発を行います。
- ・ むし歯予防に有効なフッ化物（フッ化物配合歯みがき剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口）の適切な利用が進むよう、年齢に応じたフッ化物の利用に関する正しい情報を提供します。栄養バランスのとれた食事をしっかり噛んで食べることは、口腔機能の維持や生活習慣病予防にもつながることから、食の関係者等と連携して健康に望ましい食生活の普及に取り組めます。
- ・ 市町での母子健康手帳交付時などに、母と子の歯と口腔の健康づくりに関する情報提供を行います。また、妊娠時はむし歯や歯周病になりやすく、重度の歯周病は早産や低出生体重児のリスクを高める要因となることから、市町における妊婦歯科健康診査や歯科保健指導が充実するよう、その重要性について啓発を行います。
- ・ 定期的に歯科検診を受ける人が増加するよう、市町における歯周疾病検診や事業所における歯科検診等の歯と口腔の健康づくりの取組を支援します。また、かかりつけ歯科医への定期的な歯科受診の重要性について啓発を行います。

(4) 高齢期

No.	評価指標	現状値 (実績年度)	目標値 (平成34年度)
12	80歳で20本以上自分の歯を有する者の割合	45.8% (R4)	増加
13	口腔機能の維持・向上の取組を実施している市町数	18市町 (R4)	増加

《 特徴 》

- ・ 加齢や歯周病により歯肉が退縮し、歯と歯ぐきの境目から露出した歯の根の部分にむし歯が多発することがあります。
- ・ 歯の喪失が進み、噛み合わせの不具合を招いて噛む機能も低下します。
- ・ 義歯を入れている人が多くなりますが、8020運動の普及等により、保有している歯の本数が増加しています。
- ・ 加齢や薬の影響による唾液分泌量の減少による口腔乾燥症、口腔の自浄作用の低下、摂食・嚥下機能の低下等（オーラルフレイル）により、誤嚥等身体の機能低下（フレイル）が起こりやすくなります。

《 現状と課題 》

- ・ 歯周病による歯肉の退縮や、露出した歯の根の部分にむし歯が多発しやすいことから、歯周病とむし歯の予防に関する知識の普及を図ることが必要です。
- ・ 口腔の不衛生が肺炎などを引き起こしやすいことを知っている人の割合は、令和4（2022）年度は52.0%と、平成28（2016）年度の57.3%から減少しています。加齢や疾病に伴う口腔機能の低下による誤嚥性肺炎や低栄養を予防するため、口腔ケアや義歯の手入れの必要性、かかりつけ歯科医への定期受診の重要性について啓発していくことが必要です。
- ・ 高齢化社会に対応するため、在宅歯科医療を実施する歯科医療機関の確保や在宅歯科医療の質の向上を図るなどの体制の充実が必要です。

《 取組の方向 》

- ・ 歯周病の重症化による歯の喪失防止や口腔機能を維持するため、自身の歯と口腔の状態に適した口腔ケアに取り組む重要性について啓発を行います。
- ・ 歯の根の部分に発症するむし歯を予防するには、フッ化物を利用することが有効であることから、その利用方法等について啓発を行います。
- ・ 歯周病やむし歯の早期発見、早期治療や適切な口腔ケア等により口腔機能の低下を防ぐため、定期的にかかりつけ歯科医を受診する重要性について啓発を行います。
- ・ 介護が必要な高齢者等の身近にいる家族や介護関係者等に対して、日常的な口腔ケアの重要性やその手法等について啓発を行います。
- ・ 高齢者施設等の入所者に対して適切な口腔ケアが提供され、歯と口腔の健康管理が実施さ

れるよう、高齢者施設等と歯科医療機関の連携を促進します。

- ・ 歯科受診が困難な高齢者が、自宅や高齢者施設等でも適切に歯科治療や口腔ケアを受けることができるよう、地域口腔ケアステーションにおいて医療、介護関係者と連携した在宅歯科保健医療を提供します。また、在宅歯科保健医療等に係る相談や依頼の窓口としての活用が一層進むよう、活動内容等について県民や医療、介護関係者に周知します。
- ・ 自宅や高齢者施設等において、口腔機能が低下している高齢者等に対する歯科治療や口腔ケアが適切に実施されるよう、専門的な知識や技術を持つ歯科医療従事者の育成を行います。

2 障がい児・者の歯と口腔の健康づくりの推進

No.	評価指標	現状値 (実績年度)	目標値 (平成34年度)
14	研修等に参加しているみえ歯一トネット登録歯科医数	81人 (R4)	増加

《 特徴 》

- ・ 障がいの状態によっては歯みがきが困難なことや、口の自浄作用が十分でないことがあり、歯科口腔疾患が発症、重症化しやすい傾向があります。また、コミュニケーションがうまくいかず、適切な口腔清掃指導ができない場合があります。
- ・ 服用している薬剤により、歯肉の肥大や唾液分泌の減少等が見られることがあります。
- ・ 障がいの状態により、摂食・嚥下等口腔機能に支障をきたしている場合があります。

《 現状と課題 》

- ・ 地域で安心して歯科治療が受診できる体制を整備するため、「みえ歯一トネット」に参加している歯科医療機関の情報を、関係者に広く周知するとともに、参加歯科医療機関の確保と治療技術や知識の向上が必要です。
- ・ 一般の歯科医療機関では受入れが困難な障がい児・者に対し、三重県歯科医師会障害者歯科センター（以下「障害者歯科センター」という。）において歯科診療を行っています。
- ・ さまざまな障がいに対して、歯科医療関係者が理解を深め、受診時の受入体制の充実を図ることが必要です。
- ・ むし歯や歯周病を予防するため、フッ化物を利用した口腔ケアの習慣や規則正しい生活習慣を身につけることなど、歯と口腔の管理が定着するよう支援が必要です。
- ・ 医療的ケア児の歯科保健医療等に係る相談や依頼の窓口対応は、地域口腔ケアステーションで行っています。各地域において関係者間の連携体制の充実を図るため、医療的ケア児の歯科保健医療に係る人材育成が必要です。

《 取組の方向 》

- ・ 障がい児・者が安心して歯科治療や口腔ケア等の歯科受診ができるよう、専門的知識や熟練した技術を持つ歯科医師、歯科衛生士が従事する障害者歯科センターにおいて歯科医療を提供します。
- ・ 障がいの状態に応じた歯と口腔の健康づくりに対する必要な支援が、より身近な地域において受けられるよう、三重県歯科医師会、障がい者支援団体と連携して、「みえ歯一トネット」を活用した障がい児・者の歯科医療提供体制の推進に努めます。
- ・ 障がい児・者の歯科診療が対応可能な歯科医療機関に対して、「みえ歯一トネット」への参加を働きかけ、協力が得られた歯科医療機関の情報を広く提供します。
- ・ 「みえ歯一トネット」参加歯科医療機関の歯科医療関係者等に対して、障がい児・者の歯科治療や口腔ケア技術等に関する研修を実施し、歯科医療関係者等の資質の向上を図ります。

- ・ 障がい児・者施設の利用者や特別支援学校等の園児、児童生徒に対する歯科健康診査、歯科保健指導、歯科保健講話の充実を図り、歯と口腔の管理が定着するよう、障がい児・者の周囲の方を含め支援します。
- ・ 関係者と連携を図りながら医療的ケア児への歯科保健医療を提供するため、県民や関係機関に対して地域口腔ケアステーションの活動を周知するとともに、医療的ケア児の歯科保健医療に関する人材の育成を行います。

3 医科歯科連携による疾病対策の推進

No.	評価指標	現状値 (実績年度)	目標値 (平成34年度)
15	全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	268人 (R4)	維持
16	全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、終末期・在宅がん患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	143人 (R4)	維持

《 現状と課題 》

- ・平成 25 (2013) 年度に、がんの治療に際して発生する副作用・合併症の予防や軽減を図り、がんの治療効果の向上やがん患者の療養上の生活の質の向上をめざすことを目的に、三重県がん診療連携協議会と三重県歯科医師会と本県の三者で「がん患者医科歯科連携協定」を締結しました。さらに、平成 28 (2016) 年度には、三重県がん診療連携協議会の部会として「医科歯科連携部会」が設置されました。
- ・口腔がんの早期発見、早期治療につながるよう、歯科検診等の機会を活用することや、喫煙等が発症のリスクを高めることについて啓発が必要です。
- ・全身麻酔での手術前後における口腔ケアにより、手術後の発熱の抑制や抗菌薬の使用期間の短縮、入院期間の短縮等の効果があることがわかっています。そのため、全身麻酔での手術が必要な患者に対して、手術前後の歯科治療や口腔ケア等行われるよう関係者へ働きかけるとともに、対応が可能な歯科医療機関の情報等を広く発信していくことが必要です。
- ・急性心筋梗塞の術後合併症の予防や発症・再発のリスクを下げるため、急性期病院とかかりつけ歯科医等が連携して、口腔ケアや歯周病治療に取り組むことが必要です。
- ・歯周病と糖尿病は相互に関係し、重症化の要因となります。このため、糖尿病治療を実施する医療機関と、糖尿病患者の歯周病予防および治療を実施する歯科医療機関との連携が必要です。
- ・脳卒中発症後に摂食・嚥下等の口腔機能を回復させ、口腔の細菌除去、誤嚥性肺炎等を予防する口腔ケアに取り組むことが重要であることから、医療、介護関係者との連携による歯科医療、口腔ケアの提供体制を整えることが必要です。
- ・骨粗しょう症患者が服用している薬剤は、外科的処置を伴う歯科治療を行う場合あごの骨に影響を及ぼすことがあります。薬剤投与前に必要な歯科治療をすませることが望ましいことから、薬剤投与前から診療情報提供を行うなど医科との連携が必要です。
- ・抗血小板剤や抗凝固剤等の薬剤を服用している場合は、外科的処置を伴う歯科治療を行う際に、処置時や処置後の出血に影響を及ぼすことがあることから、医科と連携しながら歯科治療を進めることが必要です。
- ・妊婦は、体調や生活習慣の変化により、むし歯や歯周病にかかりやすくなるため、歯科健康診査や歯科保健指導、定期的な歯科受診の重要性について広く啓発を行うことが必要です。

《 取組の方向 》

- ・ 「がん患者医科歯科連携協定」に基づき、がん患者の状態に応じた適切な口腔ケアや口腔管理等を行うことができる人材の育成を推進します。
- ・ 全身麻酔での手術が必要な患者の治療効果の向上や、療養生活の質の向上、入院期間の短縮等を目的とした歯科治療や口腔ケアが充実するよう、歯科医師、歯科衛生士、病院関係者等に対する研修を行います。また、患者やその家族等に対しては、歯科治療や口腔ケアの必要性について啓発を行います。
- ・ 歯科検診等の機会を活用した口腔がんの早期発見・早期治療と、口腔がんのリスクに関する啓発を行います。
- ・ 歯周病と糖尿病や喫煙との関連についての知識の普及を図るとともに、かかりつけ医とかかりつけ歯科医との連携を促進します。脳卒中等の疾病による介護が必要な方に対しての在宅歯科医療の充実を図るため、医科・歯科医療機関と介護保険施設等との連携を促進します。
- ・ 骨粗しょう症患者や抗血小板剤・抗凝固剤を服用している患者等は、歯科治療に薬剤や病態の正確な情報が必要になることから、医科・歯科のさらなる連携を推進します。
- ・ 妊娠時はむし歯や歯周病になりやすく、重度の歯周病は早産や低出生体重児のリスクを高める要因となります。産婦人科の医療機関と歯科との連携の必要性について、リーフレットの作成や啓発を行い、妊婦への歯科健康診査、歯科保健指導を充実させ、歯周病治療を推進します。

4 在宅歯科保健医療の推進

No.	評価指標	現状値 (実績年度)	目標値 (平成34年度)
17	在宅療養支援歯科診療所数	126機関 (R4)	維持
18	地域口腔ケアステーションにおける連携件数	525件 (R4)	維持

《 現状と課題 》

- ・ 在宅療養支援歯科診療所数は、平成 28 (2016) 年度には 116 機関、令和 4 (2022) 年度には 126 機関と増加しました。地域包括ケアシステムにおいて、在宅歯科保健医療の提供体制を整備することが必要です。
- ・ 平成 27 (2015) 年度から、地域の歯科保健医療を推進する拠点として、郡市歯科医師会ごとに地域口腔ケアステーションを整備しています。在宅において効果的な歯科保健医療を提供するため、地域における医療、介護関係者との連携をより一層図ることが必要です。
- ・ そのためには、地域包括支援センターや医療機関等の関係機関に対して地域口腔ケアステーションを周知することが必要です。
- ・ 高齢化社会に対応するため、在宅歯科医療を実施する歯科医療機関の確保や在宅歯科医療の質の向上を図るなどの体制の充実が必要です。

《 取組の方向 》

- ・ 在宅療養者が、自宅や施設等でも適切に歯科治療や口腔ケアを受けることができるよう、地域口腔ケアステーションにおいて医療、介護関係者と連携した在宅歯科保健医療を提供します。また、在宅歯科保健医療等に係る相談や依頼の窓口としての活用が一層進むよう、活動内容等について県民や医療、介護関係者に周知します。
- ・ 地域口腔ケアステーションの機能充実を図るため、調整役としてサポートマネージャーの配置を行い、地域や医療機関との連携に努めます。
- ・ さまざまな内科的疾患を持ち歯科受診が困難な人も、安心して在宅で歯科保健医療が利用できるよう、在宅歯科保健医療に関わる人材の資質向上を図ります。
- ・ 高齢者施設等の入所者に対して適切な口腔ケアが提供され、歯と口腔の健康管理が実施されるよう、高齢者施設等と歯科医療機関の連携を促進します。
- ・ 自宅や高齢者施設等において、口腔機能が低下している高齢者等に対する歯科治療や口腔ケアが適切に実施されるよう、専門的な知識や技術を持つ歯科医療従事者の育成を行います。

5 災害時歯科保健医療の推進

No.	評価指標	現状値 (実績年度)	目標値 (平成34年度)
19	郡市歯科医師会と災害協定を締結している市町数	21市町 (R4)	増加

《 現状と課題 》

- ・ 大規模災害発生時に備えて、関係機関との連携や情報共有を行うため、平成 24 (2012) 年度に三重県歯科医師会と県で「大規模災害時歯科活動マニュアル」を作成しました。そのマニュアルに沿って、安否確認訓練、情報伝達訓練、事業継続に係る実働訓練等を実施し、平時から大規模災害時を想定した対応の確認を行っています。
- ・ 郡市歯科医師会と災害協定を締結している市町数は、平成 28 (2016) 年度には 14 市町、令和 4 (2022) 年度には 21 市町と増加しました。大規模災害発生時には、本県と災害協定を締結している三重県歯科医師会とが連携して、被災地域の支援を行うこととしています。今後も、郡市歯科医師会と災害協定を締結し対応する市町の増加が望まれます。
- ・ 大規模災害発生時に、歯科医療機関等の被災状況の情報収集や共有、支援活動の調整、被災者の身元確認、応急歯科治療、避難所での口腔ケア等を行う人材を育成することが必要です。
- ・ 避難所で口腔ケアが十分にできない場合、災害関連死につながる可能性のある誤嚥性肺炎等のリスクが高くなるため、災害時の口腔ケアの重要性について周知することが必要です。

《 取組の方向 》

- ・ 大規模災害発生時には、郡市歯科医師会ごとに配置した「災害歯科医療支援コーディネーター」を中心に、情報収集や情報共有、支援活動の調整等迅速に対応できるよう、「大規模災害時歯科活動マニュアル」に基づき、地域の実情に応じた初動対応の確認や、関係機関・団体等との連携に取り組みます。
- ・ 大規模災害の発生に対応するため、郡市歯科医師会と市町との災害協定の締結が促進できるよう関係者へ働きかけます。
- ・ 大規模災害発生時の被災者の身元確認、応急歯科治療、避難所での口腔ケア等に対応できる人材を育成するための研修を行うとともに、避難所等に歯科医師や歯科衛生士を派遣できるように、関係者と連携した取組を促進します。
- ・ 誤嚥性肺炎を防ぐため、避難所における口腔ケアの重要性について平時から周知します。
- ・ 三重県広域災害・救急医療情報システム「医療ネットみえ」等により、救急歯科医療情報の提供を行います。

6 中山間地域等における歯と口腔の健康づくりの推進

《 現状と課題 》

- ・ 歯科医療機関がない無歯科医地区は5か所、無歯科医地区に準じる地区は4か所あり、これらの地域では歯科医療機関への通院が困難な状況にあります。
- ・ 中山間地域等において通院が困難な県民に対しては、近隣地域の歯科医療機関から往診等により歯科保健医療が提供されています。
- ・ 歯と口腔の健康づくりに関する知識や、定期的な歯科受診、歯科疾患が重症化する前の歯科治療の重要性について啓発することにより、歯と口腔の自己管理が確立されるよう取り組む必要があります。

県内の無歯科医地区および無歯科医地区に準じる地区の状況

市町村名	無歯科医地区数	準無歯科医地区数	合計
鳥羽市	1	0	1
熊野市	4	4	8
	5	4	9

出典：厚生労働省 「令和4年度無歯科医地区調査」

《 取組の方向 》

- ・ 歯科医療機関への通院が困難な地域の児童生徒、高齢者等に対して、歯と口腔の自己管理ができるよう、歯科保健指導の充実を図ります。また、家族に対しても知識の普及を図るとともに、定期的な歯科受診の重要性について啓発し、地域における意識の醸成を図ります。
- ・ 無歯科医地区等における歯科医療の確保に必要な体制整備について、関係機関・団体等と連携して取り組めます。

7 歯科医療機関における感染症対策の推進

《 現状と課題 》

- ・ 歯科医療機関においては、「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針」に基づき、院内感染症対策に取り組んでいます。安全で質の高い歯科医療の提供体制を確保することが必要です。

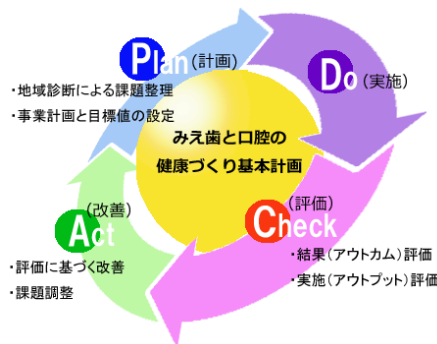
《 取組の方向 》

- ・ 歯科医療機関において科学的根拠に基づいた感染症対策が徹底され、新たな感染症にも対応した、より安全で質の高い歯科医療提供体制の整備を図ります。

第5章 歯と口腔の健康づくりの推進体制

1 推進体制と進行管理

- ・ 本計画に基づき、誰一人取り残さない歯と口腔の健康づくりに関する施策を効率的に推進していくため、平成 25 (2013) 年度に設置した三重県口腔保健支援センターにおいて、歯と口腔の健康づくりに関する事業の企画、立案、実施、評価を行うとともに、市町、関係機関・団体等と連携して、総合的な取組を行います。
- ・ 本計画の推進にあたっては、市町、関係機関・団体等の代表者からなる「三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会」での意見をふまえ、毎年度、計画の進捗状況について確認を行い、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）により進行管理を行います。
- ・ PDCAサイクルの評価の基礎資料とするため、毎年度、県内の歯と口腔の状況や市町の取組状況等を把握して報告書を作成します。また、ホームページ等で公表するとともに、市町、関係機関・団体等に情報提供し、地域の現状や課題の共有を図りながら、それぞれの取組を支援します。
- ・ 平成 27 (2015) 年度から郡市歯科医師会ごとに整備している地域口腔ケアステーションの機能の充実を図り、地域住民に対して効果的な歯科保健医療が提供できるよう、医療、介護、行政関係者等と連携を進めます。また、歯科医療従事者の知識および技術の向上を図り、地域の実情に応じた歯科保健活動を推進します。



PDCAサイクル

2 人材育成、資質の向上と調査・研究等

- ・ 行政機関に勤務する歯科医師、歯科衛生士は、令和 4 (2022) 年度、本県に 4 名、9 市町に 11 名です。地域における歯科口腔保健の計画・施策への参画および当該事業の企画・調整を行う歯科医師・歯科衛生士等の確保・配置が望まれます。
- ・ 口腔保健に関する知識・技術を習得し、あわせて豊かな人間性を涵養し、広く社会に貢献しうる人材を育成するため、三重県立公衆衛生学院において、歯科衛生士を養成します。また、「みえ 8020 推進ネット」への歯科衛生士の登録を推進するとともに、登録者に対し、各種研修や地域歯科保健活動の案内、科学的根拠に基づく最新の歯科保健医療等に関する情報発信を行うなど歯科衛生士の確保と資質向上を図ります。

- ・ 地域で歯科保健活動に携わる歯科医師、歯科衛生士等をはじめとする保健、医療、介護、教育等関係者に対して、研修等を実施するなど、歯と口腔の健康づくりに関係する人材を育成します。
- ・ 歯科口腔保健に関する調査や学校保健統計調査等をふまえ、毎年度、現状分析や施策推進の評価を行うとともに、おおむね6年ごとに県民の歯科疾患の実態調査を行い、本計画の見直しに反映させます。
- ・ 県民一人ひとりが自ら歯と口腔の健康づくりに取り組む機会として、「歯と口の健康週間」（6月4日～10日）、「いい歯の日」（11月8日）、「8020推進月間」（11月）等を中心に、市町、関係機関・団体等と連携して、歯と口腔の健康づくりの重要性を広く啓発します。

歯科保健技術職員配置状況（令和5年3月末現在）

	常勤職員数(人)		非常勤職員数(人)	
	歯科医師	歯科衛生士	歯科医師	歯科衛生士
市町	0	7	1	3
県	2	1	0	1
計	2	8	1	4

出典：三重県健康推進課調査

歯科保健医療従事者数

(単位：人)

保健医療圏	歯科医師数	歯科衛生士数	歯科技工士数	人口10万人あたり 歯科医師数	人口10万人あたり 歯科衛生士数	人口10万人あたり 歯科技工士数
三重県	1,180	2,188	496	66.7	123.6	28.0
北勢	494	924	206	59.3	110.9	24.7
中勢伊賀	317	569	127	72.1	129.4	28.9
南勢志摩	325	648	142	75.2	149.9	32.8
東紀州	325	648	142	75.2	149.9	32.8

出典：人口 総務省統計局「令和2年国勢調査人口等基本集計」

歯科医師 厚生労働省「令和2年（2020年）医師・歯科医師・薬剤師統計」

歯科衛生士、歯科技工士：三重県「令和2年度医療従事者届」

3 関係機関・団体等との連携

- ・ 県民一人ひとりが主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組み、生涯を通じて健康な生活を送るためには、関係機関・団体等関係者間の有機的な連携により社会全体において、誰一人取り残さない歯と口腔の健康づくりの取組を支援することが必要です。
- ・ 地域住民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、市町において歯科口腔保健の推進に係る基本計画の策定等が望まれます。
- ・ 県では引き続き、市町への支援を行うとともに、さまざまな機関・団体等と連携して誰一人取り残さない歯科口腔保健の推進に取り組んでいきます。

関係機関・団体等との連携体制

